

## 今年度も「家具転倒防止対策助成事業」を実施します！

平成30年大阪府北部地震など過去の大地震では、家具類の転倒により亡くなられた方が多くいらっしゃいました。大地震の際に、自分自身や家族の命を守る「自助」の取組として、家具の転倒防止対策は重要です。

横浜市では、自ら家具転倒防止対策を行うことが困難な世帯を対象に家具転倒防止器具の取付けを無料で代行しています。（器具代については、申請者の負担となります。）

この機会に「家具転倒防止助成事業」を活用し、日頃の備えに取り組みましょう。

### 1 対象

対象（同居者全員が下記①から⑥のいずれかに該当する世帯が対象となります。）	予定件数
① 65歳以上（今年度に65歳になる方も可） ② 身体障害者手帳の交付を受けている ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ④ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている ⑤ 介護保険法による要介護、または要支援の認定を受けている ⑥ 中学生以下	※「中学校卒業者」から「64歳以下」の方がいる世帯については、②～⑤に該当しない限り、この制度の対象なりません。  先着 500件 (世帯)

### 2 申込受付期間

令和2年4月1日（水）から7月31日（金）まで



### 3 申込方法

#### ① 電話によるお申込み

045-262-0667（受託者：NPO法人横浜市まちづくりセンター）へ電話でお申し込みください。（平日の10時から12時及び13時から16時まで受付可能）

#### ② 郵送またはFAXでのお申込み

案内チラシ（[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kaguten.files/0013\\_20200330.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kaguten.files/0013_20200330.pdf)）の裏面下段の必要事項を記入し、郵送またはFAXをしてください。

#### ③ 電子申請によるお申込み

横浜市HP または QRコードからお申込みください。

QRコードはこちら⇒



お問合せ先

総務局地域防災課長 石黒 靖雄 Tel 045-671-4095